

宿泊税
特別徴収事務の手引

令和8年9月
富士吉田市

目次

第1章 宿泊税について.....	1
1 宿泊税の目的と用途.....	1
2 宿泊税の徴収方法.....	1
(1) 特別徴収制度.....	1
(2) 特別徴収義務者.....	2
第2章 宿泊税の仕組み.....	3
1 宿泊税の手続きの流れ.....	3
2 課税客体・納税義務者.....	4
(1) 宿泊とは.....	4
(2) 宿泊者とは.....	5
3 税率.....	6
4 宿泊料金.....	6
5 課税免除.....	9
(1) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者.....	9
第3章 特別徴収義務者の登録・変更等.....	11
1 特別徴収義務者の登録.....	11
2 特別徴収義務者の登録事項の変更.....	12
3 経営の休止・再開・廃止.....	13
4 申告書等の提出方法.....	13
第4章 宿泊税の申告納入.....	14
1 申告納入.....	14
(1) 申告納入期限.....	14
(2) 申告納入期限の特例.....	14
(3) 宿泊税納入申告書.....	16
(4) 宿泊税納付書（宿泊税納入済通知書）.....	17
2 納入義務の免除・還付.....	18
(1) 納入義務の免除.....	18
(2) 還付.....	18
3 更正の請求.....	18
(1) 更正の請求とは.....	18
(2) 請求の手続.....	18
第5章 適正な申告納入のために.....	19
1 納税管理人.....	19
(1) 納税管理人の申告.....	19
(2) 納税管理人の変更等.....	19

2 帳簿等の記載・保存	19
(1) 帳簿とは	20
(2) 書類とは	20
3 調査	20
4 更正・決定	20
5 加算金	20
(1) 過少申告加算金	20
(2) 不申告加算金	20
(3) 重加算金	21
6 延滞金	21
7 不服申立て	22
(1) 審査請求の対象となる処分	22
(2) 手続	22
第6章 その他	23
1 領収書等への表示	23
2 電子申告	24
3 交付金	24
(1) 目的	24
(2) 交付対象者	24
(3) 交付金の額（予定）	24
(4) 交付の申請	25
(5) 交付金の交付	25
4 申告書等の記入の仕方	27
(1) 宿泊税特別徴収義務者経営申告書	27
(2) 宿泊税納入申告書	29
(3) 宿泊税月計表	31
(4) 宿泊税納付書（宿泊税納入済通知書）	33
(5) 宿泊税納入期限等特例承認申請書	35
5 申請書等の提出先・お問合せ先	37

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

富士吉田市の宿泊税は、富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に充てることを目的としています。

宿泊税の税収は、概ね次の分類に沿った事業に活用されます。

施策項目	施策内容の案
観光資源の 魅力向上	・ 地域の特色を活かした体験プログラムの開発 ・ 産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催（中心市街地活性化事業） ・ まちの景観向上および美観整備
富士山の文化や 歴史の磨き上げ	・ 令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催 ・ 富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備
旅行者の 受入環境の充実	・ 多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化 ・ 観光案内所や観光関連施設等の維持・整備
滞在時間を 延ばす施策	・ ナイトタイムエコノミーの強化 ・ 魅力的なアクティビティの提供 ・ 周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成
国内外への 情報の発信	・ プロモーション強化（web、SNS、ゲ・グ・ル活用、インフルエンサー招聘等）

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、富士吉田市内に所在する、旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル・簡易宿所、又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、富士吉田市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、富士吉田市に申告と納入をしていただくこと（特別徴収）としています。

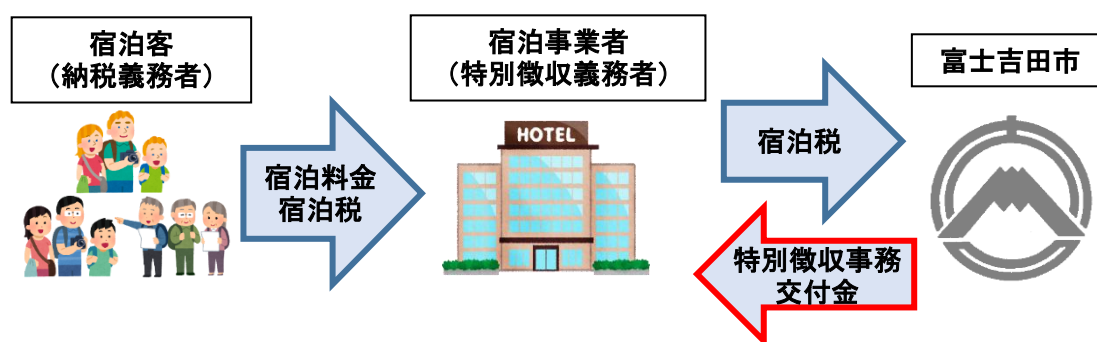
特別徴収制度においては、納税義務者（宿泊者）が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者（宿泊事業者）がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。

(2)特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業法の届出をした方が該当します。ただし、これ以外の方が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合など）には、その方を富士吉田市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、富士吉田市税務課宿泊税担当（以下担当課）までご相談ください。

※なお、旅館業法の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも、課税対象となる宿泊がある場合は当該施設を経営している方が特別徴収義務者となります。

【宿泊税取り扱いの流れ】



また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは下記のページを参照してください。

- 特別徴収義務者の登録・変更等 …… 11 ページ
- 宿泊税の申告納入 …… 14 ページ
- 帳簿等の記載・保存 …… 19 ページ

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

【①はじめに】

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出



【②経営開始日が確定したら】

「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」を、経営開始日の前日までに担当課へ提出
⇒ 11 ページ



【③宿泊行為があったら】

宿泊者から宿泊税を徴収

⇒ 2 ページ



【④徴収した宿泊税は】

「宿泊税納入申告書」を担当課へ提出⇒ 16 ページ

「宿泊税納付書（宿泊税納入済通知書）」により金融機関等で納入⇒ 17 ページ

※申告と納入は、必ず期限内に行ってください。 ⇒ 14 ページ

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和9年4月1日（富士吉田市宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

※ 宿泊料金が発生しない場合は、課税対象となりません。

また、課税免除となる場合も、課税対象となりません。⇒9ページ

※ 令和9年4月1日のチェックイン又は宿泊分から宿泊税が課税されます。

※ 令和9年4月1日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

（1）宿泊とは

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいます。宿泊税では原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

『課税対象となる「宿泊」の判断基準』

① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

＜旅館業法の許可が必要な宿泊とは＞

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合や、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合や、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

【宿泊税の判断例】

（例1）事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は、課税対象となりません。

(例2) 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）場合

⇒日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。ただし、日をまたぐ6時間以上の利用があった場合は、課税対象となります。

(例3) 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長料金を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

(例4) 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キーブルームなど）の場合

⇒ホールドルーム、キーブルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

(例5) ウィークリーマンション等の場合

⇒ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅について、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらなない場合は、課税対象となりません。

(例6) キャンセルした場合

⇒宿泊行為がないため、課税対象となりません。

(2) 宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した方が宿泊者となり、宿泊税の納税義務者となります。

3 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円です。

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

『宿泊料金に含まれるものの例』

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料
- ・ 宿泊補助金や宿泊助成金等、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

『宿泊料金に含まれないものの例』

下記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・ 宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料

【宿泊料金の判定における事例】

(例1) 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

⇒宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし、無料で食事等が提供される場合は、食事代等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

⇒エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を控除した金額を宿泊料金とします。

(例2) 企画旅行、手配旅行における宿泊料金

⇒企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。

⇒手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

(例3) 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

⇒1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。(計算例①②参照)

<留意点>

- ・エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。(計算例③参照)
- ・宿泊料金の総額に幼児料金、子供料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。(計算例④参照)

計算例) 1室1泊税抜き20,000円(ツインルーム)の場合

①大人1人で宿泊(いわゆるシングルユース)

20,000円÷1人=20,000円【宿泊税額 200円×1人】

②大人2人で宿泊

20,000円÷2人=10,000円【宿泊税額 200円×2人】

③大人3人で宿泊(エキストラベッド7,000円を追加)

(20,000円+7,000円)÷3人=9,000円【宿泊税額 200円×3人】

④大人2人、乳児1人で宿泊(ベビーベッド2,000円を追加)

20,000円÷2人=10,000円【宿泊税額 200円×2人】

2,000円÷1人=2,000円【宿泊税額 200円×1人】

(例4) 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金

⇒宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

⇒宿泊施設の経営者自らのサービス以外(宿泊予約サイトのポイントや懸賞による

招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

（例５）補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

⇒補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0 円であったとしても、宿泊料金は発生するので、宿泊税は課税となります。なお、補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

（例６）連泊割引における宿泊料金

⇒連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

⇒連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

⇒宿泊料金が無料になるような割引の仕方（例：５連泊したら内１泊分は無料など）の場合は、無料となる日の宿泊税は非課税となります。

（例７）延長等があった場合における宿泊料金

⇒宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

（例８）清掃料金を強制的に徴収している場合における宿泊料金

⇒宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して１泊当たりの宿泊料金を算出します。

（例９）低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合における宿泊料金

⇒低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

5 課税免除

(1)修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者

次の①及び②に該当し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除します。

①対象者

次の施設に通う児童、生徒又は学生並びに引率者が対象者です。ただし、該当施設が作成した「学校行事等であることの証明書」に記載された方に限ります。

対象施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
------	--

※引率者とは、生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

②対象となる行事

学校・学年・施設全体として実施される行事（修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学、部活動等）が対象です。

《手続きについて》

- ・ 学校長、園長などの施設の長が、「学校行事等であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。
- ・ 証明書を提出しない場合は、課税免除となりませんので、御注意ください。
- ・ 宿泊事業者は、受領した証明書を申告の際に市へ提出してください。なお、月をまたぐ宿泊の際は、当初の宿泊月の申告時のみの提出となります。

学校行事等であることの証明書	
宿泊日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ ）泊
種 類	☐ 修学旅行 ☐ 学習合宿 ☐ 林間学校 ☐ 社会科見学 ☐ 部活動 ☐ その他の行事名（ ）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む)	
備 考	

上記については、富士吉田市宿泊税条例第４条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所

学 校 名 _____
 (園名) _____
 学 校 長 名 _____
 (園長名) _____ (印)

【記載に当たっての注意事項】

- 課税免除となる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している方及び引率の方を含みます。
- 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校等の関係者や、部活動に当たり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 学校長名（園長名）欄に押印の上、ご提出ください。

10

第3章 特別徴収義務者の登録・変更等

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。原則、宿泊施設ごとに申請してください。

- ※ 令和9年4月1日時点（富士吉田市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」を提出してください。
- ※ 各手続きの書類は、担当課の窓口に出して頂きます。（郵送による提出も可能です。）
- ※ 各手続きは、原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、担当課までご相談ください。
 - ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合
 - イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合

1 特別徴収義務者の登録

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業法の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業法の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者として登録の申告を行ってください。

【提出書類】

- ① 宿泊税特別徴収義務者経営申告書（26ページに記入例があります。）
- ※ 申告者が個人の場合は、マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）等の本人であることが確認できる書類の提出が必要です。
- ② 旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
- ③ 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）
- ※ 実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、①～③に加え、④～⑥の書類を添付してください。なお、申告書は実質的経営者が提出してください。
- ④ 実質的経営者である旨の申立書
- ⑤ 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
- ⑥ 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）
- ※ ⑤の契約書面等で確認できる場合は不要
- ※ 共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。あわせて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。
- ※ 特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う

場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。

また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（次項「特別徴収義務者の登録事項の変更」を参照してください。）

2 特別徴収義務者の登録事項の変更

「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」の申告事項（代表者、施設名称等）に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【提出書類】

① 宿泊税特別徴収義務者異動申告書

②-1 〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合〕

（法人の場合）履歴事項全部証明書（写）

（個人の場合）マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）等の本人であることが確認できる書類

②-2 〔宿泊施設・旅館業法等の許可等に係る変更の場合〕

旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等

②-3 〔書類送付先に係る変更の場合〕

変更の内容が確認できる書類

②-4 〔その他の変更の場合〕

変更の内容が確認できる書類

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書」及び新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」を提出してください。

ア 営業譲渡、相続又は贈与

イ 既登録時の特別徴収義務者を被合併法人とする合併

ウ 会社分割による別法人への業務の承継

エ 個人事業者から法人への変更

オ 法人の解散による個人事業者への変更

カ その他上記に類する事項

3 経営の休止・再開・廃止

宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。休止期間を定めずに経営を休止する場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。（経営休止の届出の際に休止期間を記入していただいた場合は、経営再開の届出は不要です。）なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

宿泊施設の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

① 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書

②-1〔経営を休止する場合〕

旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「旅館業諸変更届出書」等）

②-2〔経営を再開する場合〕

旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）

②-3〔経営を廃止する場合〕

旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

4 申告書等の提出方法

1～3の特別徴収義務者の登録・変更等に係る申告・届出は、担当課の窓口へ提出してください。（郵便による送付も可能です。）なお、eLTAX（エルタックス）による電子申請ができるように準備しております。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」及び「学校行事等であることの証明書」（修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者について課税免除とした場合）のコピーを添付のうえ、担当課窓口へ提出し、併せてその税額を「宿泊税納付書（納入済通知書）」により最寄りの金融機関等で納入してください。なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が増加される場合があります。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※ 12月（11月分）の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめて申告ができるようになります。（年4回の申告納入）

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限
3・4・5月分	6月末日
6・7・8月分	9月末日
9・10・11月分	12月末日
12・1・2月分	3月末日

※ 経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

『適用開始月の注意点』

- ・ 特例承認後、適用開始月を記載した「宿泊税納入期限等特例承認通知書」を送付します。
 - ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。
- (例) 承認通知書の特例適用開始欄に「令和9年8月末に申告すべき宿泊税から」と記載されている場合

8月末の申告（7月宿泊分）	}	9月末日までに2か月分を申告納入（特例）
9月末の申告（8月宿泊分）		

ア 適用要件

- ① 申請書の提出前12月間（以下「要件適用期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- ② 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 要件適用期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 要件適用期間において、市税の徴収金（宿泊税以外も含む）を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ「宿泊税特別徴収義務者経営申告書」を提出していること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- ⑦ 上記以外で、特に施設の性質上、毎月宿泊税を納めることが困難な場合。

『条例施行前から経営する（している）宿泊施設に対する経過措置』

条例施行前から経営する（している）宿泊施設については、条例施行後1年間（令和10年3月31日まで）は、要件①、③、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ① 申請書の提出前3か月の納入すべき宿泊税が30万円以下であること。
⇒従って、令和9年度は、4～6月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、特例申告が認められた場合は、7～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。（4～6月宿泊分については、特例の適用はできません。）
- ③ 条例の施行の日から申請月の前月の末日までの間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 申請月の前12か月において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例施行日の前日までに宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出していること。

イ 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を担当課窓口へ提出し、申請してください。（３３ページに記入例があります。）

※ 申請書の審査には、２週間程度を要します。

※ 申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となりますので、毎年申請する必要はありません。

ウ 適用の承認・不承認

申請いただいたものに対し、承認又は不承認の決定を行い、承認又は不承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますので御注意ください。

エ 適用の取消し

- ① 申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、３月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。
- ② ①以外で特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消申請書」を提出し、申請してください。なお、特例が取り消された場合も、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

(3)宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記入し、提出してください。（２８ページに記入例があります。）

また、「宿泊税納入申告書」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。宿泊税月計表は記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。（３１ページに記入例があります。）

※ 「宿泊税納入申告書」・「宿泊税月計表」は、ホームページよりダウンロードが可能です。

ア 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 担当課の窓口を持参する。

- ・担当課に郵便又は信書便で送付する。なお、控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※担当課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

- ・eLTAXで申告（電子申告）する。

※eLTAXを利用した申告方法の詳細については、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページをご確認ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp>）

イ 注意点

- ・申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。
- ・申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ・申告納入期限の特例が適用されている場合も、申告書の様式に従い、各月ごとに集計し、申告書を作成してください。（提出は1枚）

（４）宿泊税納付書（宿泊税納入済通知書）

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納付書」により富士吉田市に納入してください。（30ページに記入例があります。）納入は、富士吉田市指定金融機関、富士吉田市総務部収税課またはeLTAXの共通納税システムで行ってください。

※ 宿泊税納付書（宿泊税納入済み通知書）は、ホームページからダウンロードすることができます。

【納入場所(指定金融機関)】

山梨中央銀行、山梨信用金庫、都留信用組合、山梨県民信用組合、中央労働金庫、クレイン農業協同組合、ゆうちょ銀行
--

ア 注意点

- ・1か月につき1部作成し、納入してください（特例を適用している場合も同様です）。
- ・宿泊税納付書は、宿泊施設ごとに作成してください。
- ・コンビニエンスストアでの納入及びスマホアプリを利用した電子決済サービスは対応できません。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていないなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、担当課にお問合せください。

『納税義務の免除となる例』

- ・ 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内）

(2) 請求の手続

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、担当課に提出してください。更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、富士吉田市内に住所、居所、事務所及び事業所（以下「住所等」という。）を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

（１）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から１０日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合がありますので、詳しくは担当課までお問合せください。

【提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人（変更・異動）申告（申請）書
- ② （法人の場合）履歴事項全部証明書（写）
（個人の場合）マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）等の本人であることが確認できる書類

（２）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その変更等が生じた日から１０日以内に、その旨を申告してください。

【提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人（変更・異動）申告（申請）書
- ② 新たな納税管理人の住民票等の変更が確認できる書類（写）

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、富士吉田市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1)帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿等に代えていただいても構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間です。

(2)書類とは

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間です。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、富士吉田市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため御協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1)過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき 更正による不足税額の10%

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2)不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき 申告税額の15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき 決定税額の15%

③ ①②の場合について、更正があったとき 更正による不足税額の15%

- ④ ①が、決定であることを予知せずに行われたものであるとき **申告税額の5%**
- ※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。
- ※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3)重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- ① 過少申告加算金に関するもの **過少申告加算金10%に代えて35%**
- ② 不申告加算金に関するもの **不申告加算金15%に代えて40%**

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。(年7.3%を上限とします。)

※延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の1月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

○ 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

○ 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はありません。

7 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 手続

所定の事項を記載した審査請求書を、富士吉田市長に提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、富士吉田市で定めた表記で統一してください。

日本語表記『宿泊税』

英語表記『Accommodation Tax』

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

(例1) 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定で、合計内訳に宿泊税額を計上する。

(請求内訳)

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合 計	11,200円

(例2) 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定で、宿泊税額を別に計上する。

(請求内訳)

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合 計	11,000円

上記のほか、宿泊税200円を領収しました。

(例3) 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合。

(請求内訳)

日 付	項 目	金 額
〇〇月〇〇日	客室料金	11,200円
	合 計	11,200円

上記金額には、消費税等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています。

2 電子申告

宿泊税納入申告書の提出については、eLTAXによる申告（電子申告）の利用も可能です。宿泊税電子申告の利用を希望される場合は、利用届出（新規）を実施し、利用者IDを取得する必要があります。詳細については、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページをご確認ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp>）

3 交付金

(1)目的

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し交付金を交付するものです。

(2)交付対象者

交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日（3月宿泊分の申告分）から3月末日（2月宿泊分の申告分）まで（以下「算定対象期間」という。）宿泊税を申告納入した特別徴収義務者となります。

(3)交付金の額(予定)

算定対象期間に申告納入した宿泊税（本税）の合計額に100分の3.5を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付金の額とします。

ただし、計算後の交付金の額が1,000円未満であるときは、1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

また、申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満であるときは、申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

算定対象期間において、過誤納金の還付、充当又は修正申告等により税額更正しときは、特別徴収義務者が算定対象期間に申告納入した宿泊税額にこれらに係る額を加算し、又は控除します。

（例1）前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税額の合計が、100,000円（500人相当）であった場合

⇒交付金の額 = 宿泊税額の合計 × 35 / 1,000 = 3,500円

（例2）前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税額の合計が、24,000円（120人相当）であった場合

⇒交付金の額 = 宿泊税額の合計 × 35 / 1,000 = 840円

交付金の額が1,000円未満であり、申告納入した宿泊税額の合計が24,000円（1,000円を超えている）のため、交付金の額は1,000円となります。

（例3）前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税額の合計が、800円（4人相当）であった場合

⇒申告納入した宿泊税額の合計が1,000円未満であるため、交付金の額は、申告納入した宿泊税の合計額と同額の800円となります。

(4)交付の申請

交付金の交付を受けようとする交付対象者は、「富士吉田市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書（実績報告書）兼請求書」（様式第1号）を、交付金の交付を受けようとする会計年度の3月末までに担当課に提出してください（郵送による提出も可能です）。

(5)交付金の交付

提出していただいた書類を審査し、交付の決定をしたときは、交付対象者にご指定いただいた口座への振込により交付金を交付します。

申告書等の記載例

1 「提出年月日」欄

□申請書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「申告者」欄

□特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

個人の場合は、12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、法人番号が不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）」で確認ください。

□実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

3 「宿泊施設」欄

□宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。

□「設備の概要」欄には、客室数、収容人数、延床面積、階数を記入してください。

□「経営開始（予定）日」欄には、施設の営業を開始する日を記入してください。

4 「旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出」欄

□「営業種別」欄には、許可や届出をした種別を記入してください。

「許可番号（届出番号）」欄には、旅館業法の場合は、営業許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記入してください。

5 「書類送付先」欄

□富士吉田市税務課市民税担当から関係書類を送付する際、「申告者」欄の住所・氏名と異なる宛先へ送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

6 「備考」欄

□その他、必要に応じて記入してください。（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等）

(2) 宿泊税納入申告書

様式第 8 号(第 6 条関係)

宿泊税納入申告書		
令和〇〇年〇〇月〇〇日		
富士吉田市長 様		
特別徴収義務者	住所 富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
2	(所在地)	
	氏名 株式会社 富士吉田宿泊事業所	
	(名称) 代表取締役 富士 太郎	
	個人番号(法人番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
富士吉田市宿泊税条例 10 条第 1 項の規定により、宿泊税の納入について、次のとおり申告します。		
3	宿泊施設	所在地 富士吉田市下吉田6丁目1番1号
		名称 富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市
		施設番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4	令和○年 ○月 分	区 分	宿泊数(泊)				税 率	税額(円)									
		課税対象			1	6	7	9	200 円			3	3	5	8	0	0
		課税対象外				2	2	4									

※以下は、納期特例の場合のみ使用

令和○年 ○月分	区 分	宿泊数(泊)				税 率	税額(円)									
	課税対象			1	5	3	7	200 円			3	0	7	4	0	0
	課税対象外					2	2	3								

※以下は、納期特例の場合のみ使用

令和〇年 〇月 分	区 分	宿泊数(泊)				税 率	税額(円)									
	課税対象			1	7	3	3	200 円			3	4	6	6	0	0
	課税対象外				1	0	0									

6	指定納期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日							
	納入すべき金額 合計(円)				9	8	9	8	0

注 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表)を添付してください。

1 「提出年月日」欄

☐ 申請書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

☐ 特別徴収義務者の住所又は所在地、連絡先、氏名又は名称及び代表者氏名、宿泊施設名を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

☐ 宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、宿泊施設名、施設番号（宿泊税特別徴収義務者指定通知書に記載のもの）を記入してください。

4 「申告」欄

☐ 課税対象となる月、課税対象宿泊数、課税対象外宿泊数、税額を記入してください。

5 「特例申告」欄

☐ 3 か月分をまとめて申告、納付する特例が適用されている場合、4 と同様に、3 か月分を月ごとに課税対象となる月、課税対象宿泊数、課税対象外宿泊数、税額を記入してください。

6 「指定納期限・納入すべき金額」欄

☐ 指定納期限と納入すべき金額の総額を記入してください。

(3) 宿泊税月計表

宿泊税月計表

1

令和 〇 年 〇 月分

宿泊施設名	2 ホテル富士吉田市
-------	------------

日付	宿泊数（泊）				
	3 総宿泊数	4 課税免除宿泊数の内訳		5 課税対象外宿泊数	6 課税対象宿泊数
		修学旅行等	その他		
1	31	0	2	2	29
2	25	0	0	0	25
3	13	0	1	1	12
4	87	0	4	4	83
5	90	0	10	10	80
6	122	80	9	89	33
7	65	0	2	2	63
8	0	0	0	0	0
9	35	0	2	2	33
10	60	0	1	1	59
11	78	0	3	3	75
12	23	0	8	8	15
13	15	0	7	7	8
14	19	0	5	5	14
15	48	0	4	4	44
16	100	0	2	2	98
17	11	0	3	3	8
18	58	0	6	6	52
19	123	0	12	12	111
20	56	0	11	11	45
21	58	0	7	7	51
22	80	0	0	0	80
23	69	0	2	2	67
24	90	0	5	5	85
25	97	0	7	7	90
26	55	0	9	9	46
27	67	0	8	8	59
28	130	0	2	2	128
29	17	0	3	3	14
30	98	0	5	5	93
31	83	0	4	4	79
計	1,903	80	144	224	1,679

7

総宿泊者数合計	(ア)	1,903人
課税対象外宿泊者数	(イ)	224人
月別課税対象宿泊者数合計	(ウ)	1,679人
宿泊税額(ア×200円)	(エ)	335,800円

1 「申告年月」欄

☐ 申告対象年月を記入してください。

2 「宿泊施設名」欄

☐ 宿泊施設名を記入してください。

3 「総宿泊数」欄

施設に宿泊した総数を記入してください。

4 「課税免除宿泊数の内訳」欄

☐ 宿泊税の課税免除対象となる宿泊数を記入してください。

5 「課税対象外宿泊数」欄

☐ 宿泊税の課税対象外となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は、「課税対象外宿泊数の内訳」の合計欄及び宿泊税納入申告書（28ページ参照）の「課税対象外宿泊数」の欄と一致させてください。

6 「課税対象宿泊数」欄

☐ 宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は宿泊税納入申告書（28ページ参照）の「課税対象」欄と一致させてください。

7 「合計」欄

☐ (ア) 欄には「総宿泊者数」の合計を、(イ) 欄には「課税対象外宿泊者数」の合計を、(ウ) 欄には「課税対象宿泊数」の合計を、(エ) 欄には「宿泊税額」を記入してください。なお、(イ) は宿泊税納入申告書（28ページ参照）の「課税対象外」欄と、(ウ) 欄は宿泊税納入申告書の「課税対象」欄と、(エ) 欄は宿泊税納入申告書の「税額（円）」欄と一致させてください。

(4) 宿泊税納付書(宿泊税納入済通知書)

市町村コード		宿泊税納付書(原符) ㊤	
192023			
山梨県富士吉田市			
加入者名		口座記号番号	
富士吉田市会計管理者		00490-2-960019	
特別徴収義務者	住所 (所在地)	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
	氏名 (名称)	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
会計 款 項 目 節 細節			
令和 〇年度		令和 〇年 〇月分 2	
納 付 額		335.800 3	
合 計		335.800	
納 期 限		令和〇〇年〇〇月〇〇日 4	
日 計	円	領 収 日 付 印	
	円		
上記のとおり納付します。 富士吉田市長 (金融機関保管)			

市町村コード		宿泊税納入済通知書 ㊤	
192023			
山梨県富士吉田市			
加入者名		口座記号番号	
富士吉田市会計管理者		00490-2-960019	
特別徴収義務者	住所 (所在地)	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
	氏名 (名称)	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
会計 款 項 目 節 細節			
年度		令和 〇年 〇月分	
納 付 額		335.800	
合 計		335.800	
納 期 限		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
取りまとめ銀行名		山梨中央銀行 吉田支店	領 収 日 付 印
取りまとめ店			
上記のとおり通知します。 富士吉田市会計管理者様 (富士吉田市保管)			

1 「特別徴収義務者」欄

□特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。

2 「年度」「申告年月」欄

□「年度」欄には、課税年度を記入してください。

また、「申告年月」欄には、申告納入対象年月を記入してください。

3 「納付額」「合計」欄

□「納付額」欄「合計」欄には、申告納入すべき宿泊税額を右詰めで記入してください。

4 「納期限」欄

□当該月分の申告納入期限を記入してください。申告納入期限については、14ページを参照ください。

※宿泊税領収証書は、「宿泊税納付書」の右側に連結されております。

※申告納入期限の特例の適用を受けている場合には、月ごとに1部（計3部）納入済通知書を作成し、納入してください。（納付書を使用して納入する場合、指定金融機関での手続きにおいて、振込み手数料はかかりません。）

(5) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

様式第 10 号(第 6 条関係)

宿泊税納入期限等特例承認申請書				
1 令和〇〇年〇〇月〇〇日				
富士吉田市長 様				
2 特別徴収義務者 住 所 富士吉田市下吉田6丁目1番1号 (所 在 地) 氏 名 株式会社 富士吉田宿泊事業所 (名 称) 代表取締役 富士 太郎 個人番号(法人番号) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇				
富士吉田市宿泊税条例第 10 条第 2 項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出 及び納入の期限に係る特例の承認について、次のとおり申請します。				
3	宿泊施設	所在地	富士吉田市下吉田6丁目1番1号	
		名 称	富士山眺望の宿 ホテル富士吉田市	
		経営開始日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	施設番号
4	対 象 期 間	令和〇〇年〇〇月から 令和〇〇年〇〇月 まで		
5	対象期間の宿泊税の納入すべき金額	〇〇〇〇〇〇〇〇円		
6	富士吉田市宿泊税条例第 10 条 3 項の規定による承認の取消しの有無	有 (年 月 日取消し) ・ ☐ 無		
7	対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無	有 (年 月 日決定) ・ ☐ 無		
8	市税に係る徴収金の滞納	有 ・ ☐ 無		
9	宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産状況その他の事情	有 ・ ☐ 無		

注 「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前 12 月間をいいます。

1 提出年月日

☐ 申請書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 特別徴収義務者

☐ 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、個人番号又は法人番号、連絡先を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

☐ 承認を受けようとする宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、経営開始日、施設番号を記入してください。

☐ ※富士吉田市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。

☐ ※申請書は、宿泊施設ごとに作成していただきます。複数の施設を経営している方は、特例の適用を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

4 「対象期間」欄

☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間を対象期間として記入してください。

5 「対象期間の宿泊税の納入すべき金額」欄

☐ 4の対象期間において、納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。

※上記の金額が120万円を超える場合は、施設の立地等特別な事情がある場合をのぞき、特例の承認を受けることはできません。

6 「富士吉田市宿泊税条例第10条第3項による承認の取消しの有無」欄

☐ 過去に申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は、「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○を付けてください。

☐ 取消しの日から1年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

7 「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無」欄

☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は、「無」に○を付けてください。

☐ この期間に加算金額等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

8 「市税に係る徴収金の滞納」欄

☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。

☐ ※この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

9 「宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情」欄

☐ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。

☐ ※宿泊税の徴収の確保に支障がある場合は、特例の承認を受けることはできません。

5 申請書等の提出先・お問合せ先

富士吉田市総務部税務課市民税担当

〒403-8601 富士吉田市下吉田6丁目1番1号

TEL 0555-22-1111

FAX 0555-22-1303

メールアドレス zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp